

## 参考① 幹事会に対する意見等一覧 西部建設事務所管内【西ブロック】

### 1. 協議事項

#### ○令和4年度の取組状況について【資料1】

	意見・質問等	事務局の回答・対応
三次河川 国道事務所	資料の差し替え ・令和4年度江の川上流水害タイムライン第2回検討会 ・令和4年度江の川上流水害タイムライン第3回検討会	資料の差し替えを行いました。

#### ○広島県管理河川大規模氾濫時の減災に向けた取組方針【資料2】

	意見・質問等	事務局の回答・対応
大竹市	広島県ホームページで公開されている一覧情報が古い ため、更新を要望します。また、監視カメラ画像の公開 も併せて要望します。	広島県ホームページの一覧情報については更新予定 です。また、河川監視カメラ画像については広島県河川 防災情報システム、川の防災情報(国土交通省)にて ウェブ公開しています。

#### ○規約の改正について【資料3】

	意見・質問等	事務局の回答・対応
	意見なし	

### 2. 報告事項

#### ○要配慮者利用施設避難確保計画の進捗状況について【資料4】

	内容	事務局からの回答
	意見なし	

### 3. その他

	意見・質問等	事務局の回答・対応
広島市	本市においては、令和5年3月末時点で、避難確保計 画の作成率が100%となっています。	各市町の避難確保計画の作成状況がわかる資料を追 加しました。





# 要配慮者利用施設における避難確保 計画の作成状況について

広島県土木建築局道路河川管理課

# 避難確保計画作成の義務化について

○要配慮者利用施設の「避難確保計画作成」及び「避難訓練」が義務化されました。

- ・水防法及び土砂災害防止法の改正（H29.6）により、洪水による浸水が想定される区域や土砂災害(特別)警戒区域内で地域防災計画で定められた要配慮者利用施設について、避難確保計画作成・訓練の実施が義務化されました。
- ・計画を作成しない場合には、市町村長からの指示、それに従わない場合にはその旨が公表される場合があります。
- ・令和4年9月末時点での全国の要配慮者利用施設（116,178施設）のうち、計画作成済施設は99,149施設（約85％）です。
- ・国土交通省は、令和3年度末迄に作成率を100％目標としており、「逃げ遅れによる人的被害ゼロの実現」を目指していますが、まだ100％には至っておりません。今後も継続的な働きかけをお願い致します。

## 要配慮者利用施設（社会福祉施設、学校、医療施設）

### 社会福祉施設

（老人福祉関係施設、有料老人ホーム、障害者支援施設、地域活動支援センター、福祉ホーム、保護施設、児童相談所 等）

### 学校

（幼稚園、小学校、中学校、義務教育学校、高等学校、中等教育学校、特別支援学校、高等専門学校、専修学校 等）

### 医療施設

（病院、診療所、助産所 等）

地域防災計画に規定

- ・避難確保計画作成【義務】
- ・避難訓練の実施【義務】

# 現在の全国進捗状況について(令和4年9月末時点)

## 水防法に基づく要配慮者利用施設の避難確保計画の作成状況

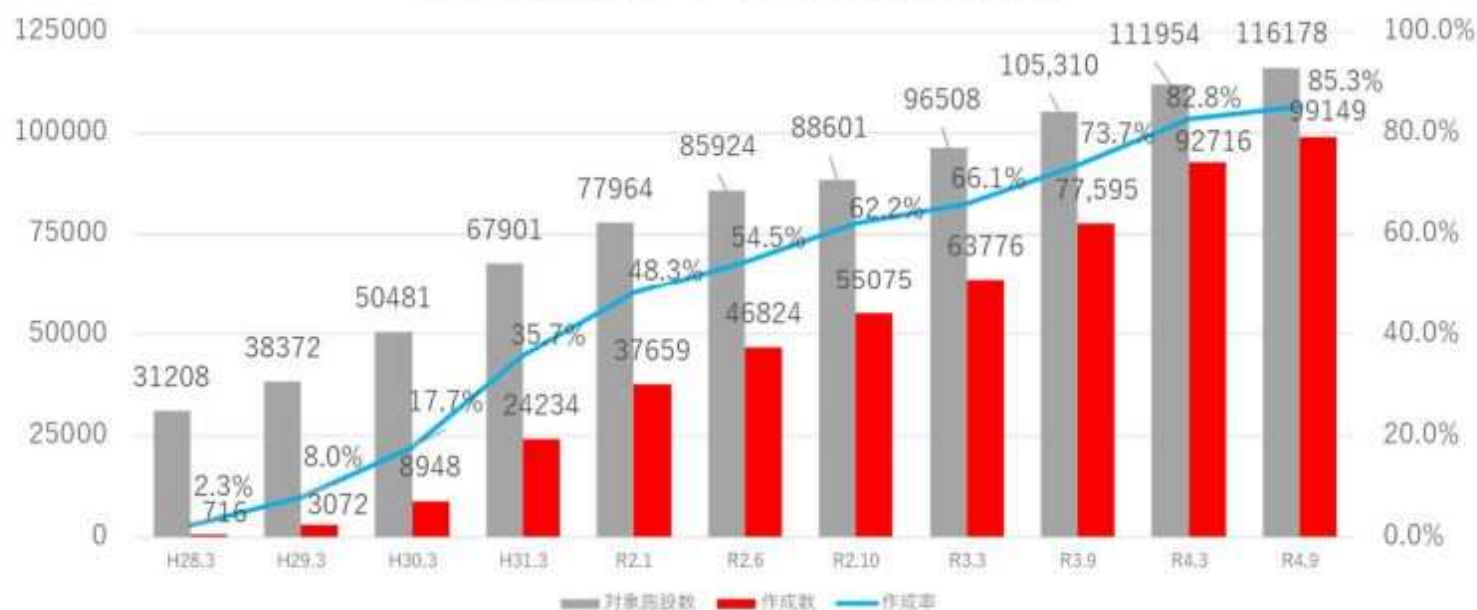
令和5年1月17日

- 令和4年9月末時点で、対象施設※は116,178施設、うち計画作成済みは99,149施設(約85%)。
  - 前回調査の令和4年3月末から6ヶ月間で4,224施設増え、作成率は83%から2ポイント増加。
- ※市町村の地域防災計画に定めた要配慮者利用施設

令和4年9月末時点

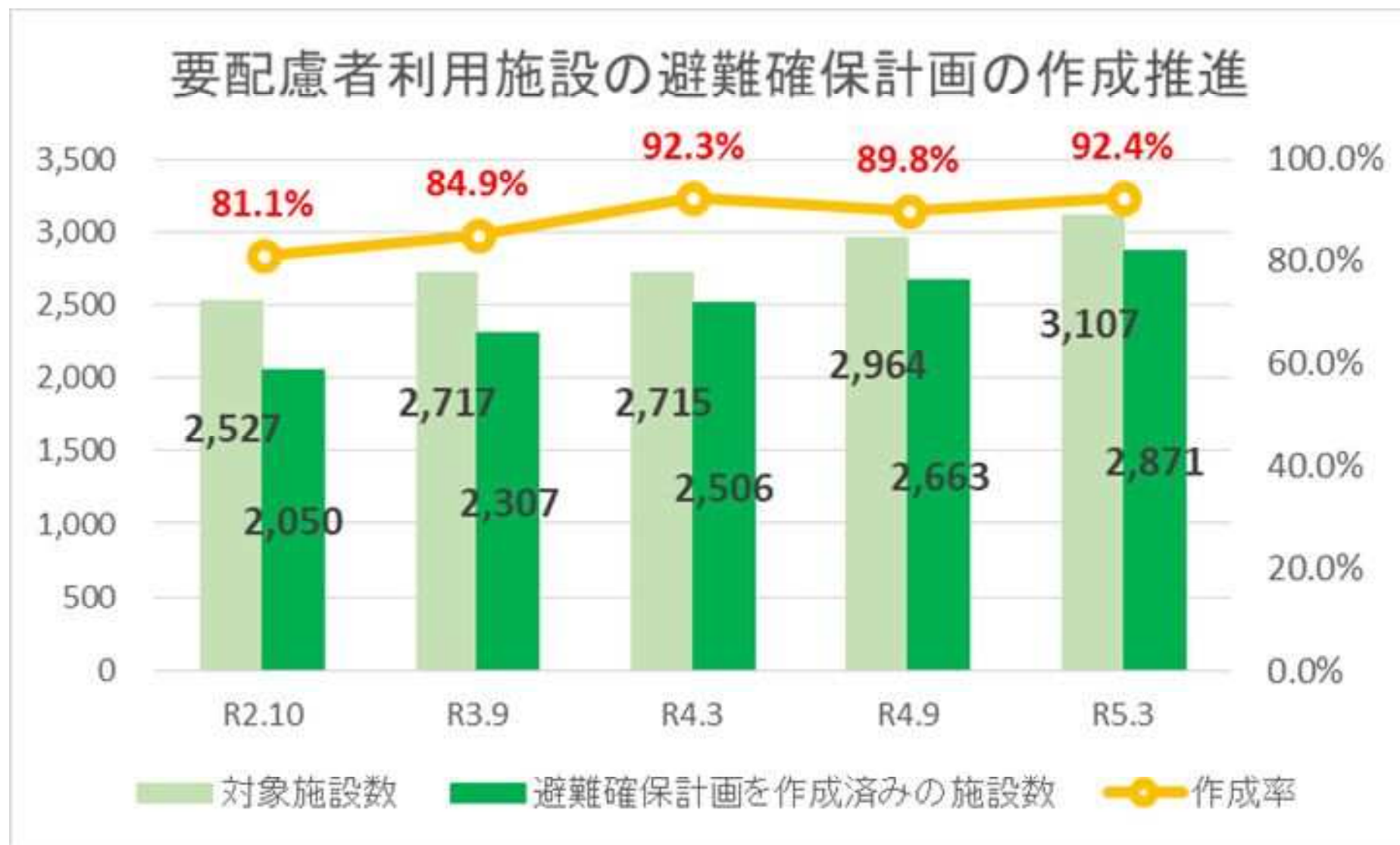
区分	対象施設	計画作成済み	作成率
要配慮者利用施設	116,178	99,149	85%
うち社会福祉施設	94,782	80,972	85%

要配慮者利用施設における避難確保計画作成の推移



# 県内の避難確保計画の作成状況について(令和5年3月末時点)

- 令和5年3月末時点で、県内の対象施設は3,107施設、うち計画作成済み施設は2,871施設で全体の92%です。
- 前回調査時から半年間で、策定率は増加しています。



# 避難確保計画の作成状況について

- 令和5年3月末時点での作成率100%の市町は次のとおりです。
- 今後も関係部署等で連携して、避難確保計画の提出に向けて継続的な働きかけをお願いします。

## 避難確保計画の作成率が

- 100%の市町 : 広島市、呉市、三原市、安芸高田市、江田島市、府中町、海田町、熊野町、坂町
- 100%未満の市町 : 竹原市、尾道市、福山市、府中市、三次市、庄原市、大竹市、東広島市、廿日市市、安芸太田町、北広島町、世羅町
- 該当施設のない市町 : 大崎上島町、神石高原町

## 避難確保計画作成支援動画

### 「要配慮者利用施設における避難確保計画の作成・確認のポイント」

- 避難確保計画を作成する施設管理者等、及びその計画を確認し助言等を行う市町職員向けに、避難確保計画の作成又は確認時において、避難の実効性を確保する上で基本となるポイントや注意すべきポイントについて理解を深め、計画の充実・改善を図っていただくことを目的とした学習用動画。
- 国土交通省で公表している「計画様式」や「チェックリスト」に沿って、項目ごとの留意点について分かりやすく解説しています。

URL: <https://youtube.be/Va4O0F33ucs> 【国土交通省YouTube】

